

# 北海道高等教育研究所

## ニューズレター

第 21 号

発行日 2022 年 6 月 20 日

発行：北海道高等教育研究所

〒001-0013 札幌市北区北 13 条西 3 丁目 2-1 アルファスクエア北 13 条 409 号 道私大教連気付

TEL011-311-1608 E-mail: hkifpu@yahoo.co.jp <http://jinken-net.org/heri/>

### も く じ

- ◆ 北海道高等教育研究所 2021 年度第 1 回公開セミナー報告への前書き  
山口 博教（北海道高等教育研究所事務局長）  
北海道高等教育研究所、2021 年度第 1 回研究会
- ◆ 開会挨拶  
山口 博教（北海道高等教育研究所事務局長）
- ◆ 北大総長解任の問題  
山 形 定（北海道大学）
- ◆ 私立学校法の改正問題  
山 賀 徹（日本私大教連書記長）
- ◆ ガバナンス改革と道内私大の現状と課題  
市 川 治（北海道高等教育研究所代表理事）

### 2021 年度第 1 回公開セミナー報告への前書き

山口 博教

本年度第 1 回セミナーは 2021 年 11 月 15 日に、札幌学院大学新札幌キャンパスの教室で開催されました。対面形式とオンライン形式の双方を併用しました。今回のテーマは「大学のガバナンスをめぐる諸問題」です。第一報告では、講師の北大工学研究院の山形定氏により北大総長解任問題の経過説明と問題点の指摘が行われました。第二報告では日本私大教連書記長の山賀徹氏により、私立大学法改正問題が取りあげられています。これにより国立大学と私立大学におけるこの問題の一端について、それぞれ講演して頂きました。なお最初の挨拶は当研究所共同代表の姉崎が、閉会挨拶を同市川が、司会は研究所事務局寺本が担当しました。

姉崎の挨拶では、ガバナンス改革は教育再生会議と教育再生実行会議により始められ、2018 年の「第三期教育振興基本計画」で断行が進められていること、思想、人格、「学力」、地方の統制を目指した大学再編と教育委員会の改変が狙いであることが強調されました。これらにもとづき、国立大学では学長選考方法の改正、特定大学へ重点投資するための大学ファンド設置、大学法人の統合が進んできていること、私立大学では理事会の「大学私

物化」を背景に私学法のさらなる改正をしようとしていることが指摘されました。さらに「ガバメント」と「ガバナンス」の違いに触れています。法に基づき統治を重視する「ガバメント」では、大学自治と学問の自由が問題とされます。他方「ガバナンス」では市場、階層、ネットワークに関連する面があるものの、権力による統治プロセスの利用が入り込むことがあり、この点への注意を喚起しています。

閉会挨拶は市川による道内私大関係のガバナンスにも触れています。これに関しては講演会終了後に市川から原稿が提出されましたので、そちらをお読み下さい。

なおこの開会セミナー終了後、ガバナンスに関しては事態が急速に変化していますので、今後も研究所としてはこの問題について引き続き注視していきます。

## 2021年度第1回研究会「大学ガバナンスの諸問題」

日 時：2021年12月4日(土)

場 所：札幌学院大学新札幌キャンパス 303 教室+オンライン

司 会：寺本 千名夫(北海道高等教育研究所理事)

開会挨拶：山口 博教(北海道高等教育研究所事務局長)

テーマ解題：姉崎 洋一(北海道高等教育研究所代表理事)

第一報告 「元北大総長解任の問題」

山 形 定(北海道大学工学研究院助教、元北海道大学教職員組合委員長)

第二報告 「私立学校法の改正問題」

山 賀 徹(日本私大教連書記長、東京私大教連副委員長)

閉会挨拶：市 川 治(北海道高等教育研究所代表理事)

## 開 会 挨 拶

山口 博教

本日は今年度第1回目の研究会へおいで下さり、またオンラインで遠隔から参加されている皆様方へお礼申し上げます。この秋の理事会で市川治酪農大学名誉教授から事務局長に代わりました山口です。今年度初めのテーマといたしまして、大学ガバナンスの問題を取り上げることになりました。

この問題ではここ 2~3 年、大学執行部の不祥事や選出に伴う問題が多々発生しています。またこれらをめぐる議論も盛んにおこなわれるようになって来ています。北海道では北海道大学学長の解任、旭川医科大学での学長退任、私立大学では学校教育法と私立学校法の改正等の問題が緊急の課題となって来ています。11月20日の新聞報道では、文科省有識者会議が私大の経営体制をめぐり、大幅な制度改革を求める報告書を提出することが

決められたということです。この内容は理事会の選出機関を評議員会とし、この評議員会に教員を含めない等、大変問題の多く含まれています。

これらの問題がなぜ生じているのかその背景を理解し、大学運営を円滑に行うにはどうすべきか、私たちとしても態度を明確に行く必要があります。道内では北大教職員組合をはじめ、「北海道の大学・高等教育を考える大学・高専有志のアピール会」がこの問題に以前から取り組んできました。また日本私大教連が大学運営に関する独自の対案を練り上げて、提案を行っています。

本日はこれらの点に関し、運動を進めてきた関係者から直接説明をしていただく予定です。報告を引き受けて頂きましたのは元北大教職組委員長の山形定様と日本私大教連書記長の山賀徹様です。ここであらかじめ、お礼申し上げておきたいと思います。

それではご報告の程よろしくお願ひ申し上げます。

## 北大総長解任の問題

山形 定

### 1. 総長解任に到る背景

#### (1) 名和北大総長の誕生の経緯

2016年12月に行なわれた北海道大学の総長選考意向投票で、当時工学研究院長だった名和氏は現職山口総長の440票を大きく上回る726票を獲得した。この総長選の大きな争点は、「教授205人分人件費北大が削減を検討」などと報道され、全国的に知られることとなった北大山口総長執行部の教員人件費削減案であった。国策として進められていた大学の経常的予算削減を大学執行部が提案したのに対して、「人事の停滞で教員の士気の低下を招く」、「学問の継承が阻害され、学問体系の破壊にもつながる」などの反対の声が挙がった。方針転換を目指す動きの中から総長候補になったのが名和氏であり、このような経緯は、文科省路線の改革と名和総長との間には一定の距離があったと見ることができる。

#### (2) 解任申し出以前の事項～軍学共同と加計学園

名和氏は、後に触れる防衛装備庁「安全保障技術研究推進制度」にも深く関わっている。2015年度に創設されたこの制度は、大学や公的研究機関を軍事産業に取り込もうというもので、2014年に策定された防衛省の「防衛生産・技術基盤戦略」に沿った形で始まった。この「戦略」では「大学や研究機関との連携評価」「デュアル・ユース技術を含む研究開発プログラムとの連携・活用」「防衛用途として将来有望な先進的な研究に関するファンディング」などが掲げられている。

北大は2016年度、この制度に申請・採択されたが、部局長としてこの申請をしたのが当時の名和工学研究院長である。2016-2017年度の2年間研究が継続されたものの、3年目の研究を名和氏が総長となっていた北大が辞退した。北大は、2017年3月に出された日本学術会議の「軍事的安全保障研究に関する声明」を「尊重して研究辞退を決めた」と

している。国家安全保障上の諸課題に対応する科学技術政策の目玉として国が始めた研究制度を、一旦申請し採択された大学が学術会議の声明を尊重して途中で研究費の受け入れを辞退したことは、この制度を拡充しようとする推進側にとって大きな痛手となったことは想像に難くない。

新たな軍学共同の動きには全国的に軍学共同反対連絡会が組織され継続的に取り組みが進められている。道内では北海道の大学・高専関係者有志アピールの会\*が、2016年度北大工学研究院の研究テーマが採択されたことをきっかけに取り組みを進め、声明の発出、北海道大学総長への面談申し入れなどを行なった。しかし、名和総長はこれらの申し入れに一貫して応答しなかった。

この時期に世論を賑わしていたもう一つの事項が、2018年、自民党総裁に三選されたばかりの安倍首相が進めていた加計学園・獣医学部新設である。これに対して自らが否定的態度をとったと名和氏は講演会で紹介している。

\* 正式名称は「集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対する北海道の大学・高専関係者有志アピールの会」

## 2. 北大の隠蔽体質

### (1) 総長解任手続き中も、解任後も教職員には説明なし

名和前総長の解任につながる動きの中で、北大教職員が公式に接した最初のもは、2018年12月18日に、健康状態を理由に名和氏が休職し、笠原正典副学長が総長職務代理になったことである。事務職員には専用の連絡システムで知らされたが、教員への通知はなく、新聞報道で初めて知った教員が多い。

その後、月刊誌『財界さっぽろ』が「パワハラ疑惑で体調不良？」(2019年2月に)と報じ、2019年4月には新聞各社が一斉に「パワハラ疑惑」で調査委員会が審議中と報じた。この報道に対し北大は「大学として発表した事実はありません」とし、「2018年10月末、名和総長の原動に対する訴えがあり……現在、総長選考会議において審議中です」と学内に通知した。同年7月の解任申し出直前にも同様の新聞報道と北大からの通知があり、解任申し出後に「北大の総長選考会議は2019年7月10日付で文部科学大臣に「総長の解任の申出」を行い、総長職務代理が「解任を申し出たことをお知らせします」と学内に通知した。その後は、翌2020年6月30日の解任決定まで情報開示は一切なかった。マスコミ各社が行なった情報開示請求への回答もいわゆる「ノリ弁」状態であった。

このように北大がほとんど情報提供しない中、パワハラ報道が先行したことは学内外の世論に影響した。北海道大学教職員組合(以下、北大職組)が2019年10月に開いたシンポジウムには80名以上の教職員・学生等が参加したが、そこでは解任申し出などによる大学の機能低下を案ずる声が出る一方で、「パワハラをした総長を擁護するのか?」という疑問も出された。大学側が情報を開示しない一方、マスコミの「パワハラ」報道を放置したことは、パワハラをした総長が解任されるのは当然という雰囲気を広く学内外に生み出したと言えるだろう。

解任申し出後の2019年9月萩生田文部科学大臣は自らの就任記者会見の場で「学長不在の状態新学期を迎えることは、決して好ましいと思っておりませんので、できるだけ早く事実関係の確認をしたい」とした。しかし、解任申し出以降の文部科学省内手続きも、そ

の後一切明らかにされなかった。

## (2) 解任決定後の動き、職組の公開質問状と寶金新総長の誕生

解任申出からほぼ1年後の2020年6月30日に萩生田文部科学大臣は記者会見で北大総長解任決定を発表し「名和総長を選考した北海道大学総長選考会議における申出を重く受け止め、法令に定める手続にのっとり、省内で検討を行い慎重に判断したものです。国立大学法人の学長の解任は初めてのことであり、このような事態となったことは誠に遺憾であります。」とした。

総長解任決定の翌7月1日に北大は、石橋喬総長選考会議議長、笠原正典総長代行、関靖直理事・事務局長3名による記者会見を学内で開き、その逐語記録を数日後に学内限定でウェブ上に公開した。その内容は解任手続きに対する疑念を深めるものであったため、北大職組は総長代行となった笠原氏および石橋総長選考会議議長宛てに公開質問状を出し、その回答から次のことが明らかになった。すなわち、名和氏の教職員に対する「不適切な言動」については全ての理事が調査委員会の発足する以前から知っていたこと、総長選考会議議長はそれを知った後に調査委員会を起ち上げたこと、調査委員会が名和氏から聴取を行なわなかったこと、2018年12月に名和氏が「辞表提出に関する誓約および要請について」という文書と日付のない「辞任願」の写しを受け取ったことである。

解任手続きに対する疑念はさらに深まったものの、総長選考会議はこれらを説明することなく、記者会見で「できれば年内に」と説明した総長選考を、即座に開始した。それは、解任から一ヶ月で候補者の届け出を締め切り、ほぼ二ヶ月で意向投票を行うというものであった。総長候補に名乗りを上げたのは、笠原総長代行、元病院長寶金清博氏、元農学部長横田篤氏の3名であった。各候補は北大職組の出した公開質問状の総長解任に関する質問「今回の総長選考は名和前総長が解任されたことに端を発しています。しかし、この解任に至る経緯は構成員に十分に説明されておらず、学内民主主義が軽視されています。…名和前総長の解任過程に関して、学内に検証の場を設けるべきではないでしょうか。お考えをお聞かせください」に、三人三様の回答をしている。寶金候補は「北大の名誉、北大の一般職員の利益、北大の学生の利益が損なわれない方向で、可能な限り、全体像の調査を考えています」と積極的に関わろうとした。これに対し、2019年3月まで総長選考会議の委員を務めた横田候補は「まずは当事者である総長選考会議が検証を行い、その結果を教育研究評議会と経営協議会に報告し、その上で別な形の検証の必要性を議論するのが良いと考えます」、現職の立場である笠原候補は「学内の皆様にお伝えできるものは全て開示してまいりました。あらためて学内に検証の場を設けることは考えておりません」とした。有権者の投票先がこの質問に対する回答のみで判断されたわけではないが、投票数は寶金候補473票、横田候補369票、笠原候補335票であった。方法に違いはあれ、総長解任過程の検証が必要とする候補への投票が7割を超えた。2020年9月2日に開かれた北大総長選考会議で、最多得票の寶金候補を文部科学大臣に推薦することが決まり、一ヶ月後の10月1日に、寶金清博氏が新北大総長に就任して2年近くに渡った総長不在の状態は解消した。

### (3) 寶金総長のスタンスと裁判等でも継続する隠蔽体質

2020年11月16日、北大職組は新たに就任した寶金総長と恒例の会見を行ない、学内諸問題について意見交換した。新総長誕生の直接的原因となる名和前総長の解任に関して、寶金総長は「『可能な限り全体像の調査を考えている』という公開質問に対する回答の認識は、今も基本的に変わっていない。」としたものの、事実関係についてはかなりの部分を把握できており、改めて事実確認することは必要ないだろう。裁判になるとの話もあるので、デリケートな話である」と話した。意向投票で一位になっても総長選考会議が文科相に推薦しない可能性もある中、有権者の支持を最も集めた候補が新しい総長になったものの、推薦から就任までの間に文科省とのさまざまなすり合わせがあった結果、公開質問状に対する回答から大きく後退したと推察するしかない。

解任された名和前総長は2020年9月17日、北大に対して個人情報開示請求を行ない、北大は11月13日にハラスメントに関しては存否応答拒否、調査委員会資料については開示決定延期、その他は不存在と回答した。

その後、12月10日、名和前総長が北大と国を相手に総長解任の取り消しを求めて「解任処分取消」を提訴すると同時に北大のハラスメントに関する不開示決定(存否応答拒否)取り消しを求める「個人情報不開示処分取消等請求」の提訴も行なった。前者は、解任の事由とされた30近くの案件一つ一つについて事実確認が行なわれることを考えれば数年を要するものと考えられる。一方、後者は審理が進む中で北大側の不誠実な対応が続き新たな展開を進んでいる。その中でも北大は事実に基づき合理的に考えることを妨げるような姿勢を続けている。例えば個人情報不開示処分取消等請求が提訴された後の2021年3月15日、北大は11月13日の決定を取り消し新たな不開示決定を行なった。これは「ハラスメント関連文書の存在自身を明らかにせず不開示」という当初の存否応答拒否の回答を、「存在しないため不開示」に変えるものであった。すなわち、存在しなかったにもかかわらず、最初に「在るか無いかを言わない」という回答をしたことが明らかになったのである。このほかにも、開示と言いつつほとんど黒塗りの「ノリ弁」開示であったことや、当初の黒塗り部分がそもそも黒塗りにする必要の全く無い空港内の配置図であったことなど、北大の訴訟対応は「知らしむべからず」という姿勢に満ち満ちている。裁判を長期化し、原告が根負けするのを待つかのような訴訟戦術は、国民はもとより大学構成員からの信頼をも失うものである。

裁判では、これから北大が解任申し出を決めた経緯が明らかにされていくであろう。パワハラへの訴えがなかったにもかかわらず、解任申し出に先立ち「パワハラ」というマスコミ報道に「大学として発表した事実はありません」とするだけで世の中に「パワハラ総長」の風聞が膾炙することを放置したのは何故か。辞任の意思が表明されたにもかかわらず、それを遮り解任に踏み込んでいったのは何故か、総長解任に突き進んだ真の理由は未だ見えていない。その中で解任に大きく関わった北大の顧問弁護士である斎藤隆弘氏、名和総長在任中に北大に着任し解任決定直後に辞職した文部科学省官僚の関靖直氏がどのような立場で解任に関わったのかはこの事件の重要なポイントであると考えられる。

今後、裁判が長期化する裁判で北大が失うものは、裁判に必要な弁護士費用というレベルのものではなく、「北大は真理探求に真摯に立ち向かう大学ではない」という認識が国民に広がり教育機関としての評価が大きく低下することである。このような事態を招かない

ためには判決を待つのでなく、大学の構成員、とりわけ教育・研究組織の代表である評議会、各部局の教授会がこの問題を「大学の危機」として認識し、事実解明に取り組まなければならない。

### 3. 全国の大学の状況

#### (1) 法人法改悪と『「私物化」される国公立大学』の発刊

2021年 国立大学法人法改定案が通常国会に提出された。その内容は、学長権限の牽制と称して大学構成員と乖離した学長選考会議や監事の権限を強めるものである。これまで以上に国立大学に対する支配介入を強めようとする意図に対し、各大学教員の呼びかけでインターネット署名が開始され5月11日に3千筆以上の署名が文科省に提出された。さらに4月19日には参議院でオンライン院内集会が開かれ、国会議員に対する要請が続けられた。院内集会における国公立大学の報告には北大総長解任も含まれるが、各大学からの報告はいずれも信じられないような異常事態が進行していることを物語っていた。各報告を社会と共有することが必要との認識から編集されたのが『「私物化」される国公立大学』（駒込武編、岩波ブックレット No.1052）である。日頃、なかなか知ることのできない各大学の内情が報告されているが、これだけ各大学で異常なことが発生していることは、各大学における事象が単なる偶発的なものではなく大きな流れの中で起きていることと見なければならない。

詳しくは、ブックレットに譲るがその内容は、東大・京大における総長選考過程における不合理な手続きや不十分な情報開示の問題、筑波大学や大分大学での学長任期撤廃による超長期在任の可能化、下関市立大・福岡教育大でのトップダウンによる恣意的人事と学内の混乱などである。いずれに大学でも共通しているのは、「ガバナンス」という名のもとに進められてきたトップダウン式大学運営の矛盾とその非民主的打開策の限界と言えるだろう。

#### (2) その後も続く大学の異常事態

この間国公立大学で起きている問題が全国なものであることは、ブックレットで紹介された大学以外でも類似の問題が起きていることが何よりの証左である。例えば、大阪大学では意向投票の結果を覆して新総長が決まっている。また、山梨大学では「学長を独裁者にしてはいけない」と述べていた学長自身が在任年数の上限の変更で従来の任期を越えて再々任されたが、これに対して異を唱えた元学長補佐の教授が、ハラスメント加害者とされ諭旨解雇処分を受け、東京地裁で係争中である。

多くの国公立大学では、従来の慣行とは異なるトップダウン式の大学運営でさまざまな混乱が生じている。それらの混乱を学内で対処できていないことは、従来から大学自身が抱えてきた非民主的運営が新たな次元を迎えていることのあらわれであると考えられる。学生を含めた大学構成員自身による大学の民主的運営が結局のところ目指すべき目標であり、大学を産業界の都合に合わせて投資の対象にしようという現在の国策との対決が必要となっている。

### 3. 全国的な状況の中で総長解任考える

北大では総長解任後に行なわれた総長選考では意向投票の第一位の寶金候補が総長に就任した。この総長選考過程だけを見れば、他の大学で起きている総長・学長の暴走や総長選考過程の不透明さとは一見異なるもののように映るかもしれない。解任の背景に横たわる事実は未だ霧の中にあり、今後裁判の過程で明らかになってくるであろうが、北大総長解任をもう一つ高い次元、大学を外部からコントロールしようという動きとして把握するならば、違った風景が見えてくるのではないだろうか。

国策に沿って大学を変えていこうとする大学トップの任期を延ばし、さらには任期の上限を撤廃することは政府にとって好都合である。一方、大学トップが国策から外れた方向に向かったり、反旗を翻したりすることは国策推進側からすれば極力避けなければならないことである。各大学で起きている異常な事態を「国策推進のための大学動員」と捉えれば、北大の総長解任も他大学における総長選考の不透明性も同源とみることができであろう。

現在、大学を新たな産業の拠点にする方向性が内閣府から出されている。北海道大学は、2021年度「国立大学イノベーション創出環境強化事業」（内閣府）に応募し採択された。この事業の公募要領には「大学等が産学官を交えた知識集約型産業の中核となるイノベーション・エコシステムの構築が重要」とある。公募の対象は国立大学法人の内、既に採択された5大学を除く全86法人である。つまり、国立大学は各大学が応募・採択という形でこの事業に関わっているのである。経常的予算を削減され続けた国立大学は、「自主的」な選択により、イノベーションへ参画し、あるいは軍学共同へ参画しているのである。大学の構成員が、国策に沿って戦前のような「お国のための大学」を目指すのか、戦後不戦の誓いを繰り返した学術会議の精神を尊重しながら「市民と共に平和のための大学」を目指すのかが、今問われているのではないだろうか。

## 私立学校法の改正問題

山賀 徹

### 1. 私立大学制度と日本私大教連の改正案

#### (1) 私立大学制度の仕組みと特質

私立大学制度を簡潔にまとめると、以下のとおりである※。

- ①学校法人は、私立学校法に基づいて設立・運営される
- ②学校法人は、学校教育法に基づいて私立大学を設置する
- ③設置された私立大学は、学校教育法に基づいて運営される
- ④学校法人と私立大学の権限関係を定めた法律はない

私立大学制度は、学校法人と学校法人によって設置された大学という2つの組織から成っており、学校法人は私立学校法、大学は学校教育法という異なる法に拠っていることに特質がある。

私立学校法は、名称が紛らわしいが、学校法人についての定めであって、私立学校についての定めではない。私立学校(大学)について定めた法律は学校教育法である。

また、④のとおり、学校法人と私立大学の権限関係を定めた法律はない。学校法人が大学の運営や教育・研究について決定権限をもつという誤った主張によって、しばしば大学に不当な介入が行われる。しかし、2019年の私立学校法改正法案の国会審議における政府答弁で、「学校法人(理事会・理事長)と大学(学長・教授会など)の権限は、私立学校法と学校教育法という異なる法律により規定され、…両者の権限関係(上下関係)を定めた法律はない」ことが明確に確認されている。

学校法人と設置する学校(大学)が区別されていることは、学校の自主性、特に大学においては自治を確保するうえで重要な意義がある。

※私立大学制度の枠組みを定めた重要な法律・条文は、次の3つである。

- ・教育基本法6条「法律に定める学校は、公の性質を有するものであって、国、地方公共団体及び法律に定める法人のみが、これを設置することができる」
- ・学校教育法2条「学校は、国(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人及び独立行政法人国立高等専門学校機構を含む)、地方公共団体(地方独立行政法人法第68条第1項に規定する公立大学法人)を含む)及び私立学校法第3条に規定する学校法人のみが、これを設置することができる」
- ・私立学校法3条「学校法人とは私立学校の設置を目的として、この法律の定めるところに従って設立される法人をいう」

## (2) 私立学校法とその課題

私立学校法は、私立学校(大学～幼稚園)の設置者である学校法人の設立や運営等について定めている。各学校法人は、私立学校法をふまえて、学校法人の根本規定である寄附行為(会社の定款にあたる)を定めている。寄附行為には、理事会、評議員会、監事の役割・構成・選出方法、会計の基本などが定められている。

私立大学をめぐるのは、繰り返される不祥事を防止し、公共性に反する学校法人運営を一掃することが、大きな課題である。不祥事を引き起こすのは一部であるが、私立大学全体に対する社会的な信頼を損ねる事例が相次いでいる。

私大の不祥事とは、学校法人による不祥事である。学校法人の理事長・理事が、大学の教職員や組合の意見も無視して、ときには教学に不当に介入して大学を従属させるような専断的な運営を行うことをつうじて不祥事を引き起こしている。学校法人堀越学園(群馬県高崎市)事件はその最たる事例であった※。それではなぜ、一部の学校法人において、理事長・理事による専断的な運営がまかりとおっているのか。それは、学校法人の運営を定める私立学校法が、公教育機関にふさわしい管理運営・経営を義務づける法律になっていないからである。

私立学校法の最大の欠陥は、理事長が、理事、評議員、監事のすべてを選任する仕組みをつくる点にある。役員である理事や監事、チェック機関である評議員の非民主的な選出などが許容され、加えて理事長や理事会をチェックし規制する評議員会制度、監事制度、財政公開をはじめとする情報開示の仕組みが脆弱であるために、理事長・理事会が合法的に絶大な権限を持つことができる。これが、学校法人の不祥事があとを絶たな

い原因である。

※不祥事の事例 学校法人堀越学園への解散命令

・学校法人堀越学園（創造学園大学ほかを設置、群馬県高崎市）では、理事長（学長を兼任）の専断的な運営によって、財務書類を偽造しての大学開設、採算を度外視した放漫な経営が行われた。度重なる法令違反・不祥事（賃金未払い、税金滞納、学校債未償還など。理事長は後に有印私文書偽造・同行使などで実刑判決）を引き起こした。文科省から経営や管理運営の改善を指導されても理事会は責任ある対応をとらず、ついに文科省は2013年3月に、学校法人堀越学園に対し解散命令（学生・生徒が在籍する学校法人への解散命令は初めて）を発した。

・教職員組合は、理事会の不当な攻撃、差別とたたかいながら（裁判等はすべて勝利）、学園の民主的な運営を求めてきたが、理事長・理事会は独断的な運営を改めなかった。教職員は最大19ヶ月間もの賃金不払いが続くなか、学生を無事に卒業・転学させた。

### (3) 日本私大教連の私立学校法改正案

日本私大教連は、前述した私立学校法の最大の欠陥を正し、不祥事を防止して公共性をたかめるための私立学校法の具体的な改正案（2013年初版、最新は2020年・第4版）をまとめ、その実現をめざしている。

日本私大教連の私立学校法改正案は、学校法人の公共性・透明性を担保し、公教育機関である私立大学を設置するにふさわしい学校法人の管理運営について、公益法人制度と同等の仕組みとすることを基本的な考え方としている。全文※は別途参照いただくとして、重点を紹介する。

#### ① 評議員・評議員会

理事・監事の選任・解任などの重要事項は評議員会の議決事項とすること。理事と評議員の兼任を禁止すること。評議員の選任は理事長・理事会の指名ではなく選出区分ごとに民主的な手続きで行うこと。評議員会の構成を i 教職員、ii 卒業生、iii 私立学校の教育・研究及び私立学校の運営・経営に識見ある者（学識経験者）とし、i 教職員から選出された評議員を評議員定数の4割程度、ii、iiiをそれぞれ3割程度と定めること。等

#### ② 監事

教職員が監事を兼ねることが禁止されているが、私立学校の教職員こそが日常の業務をつうじて、理事・理事会の不正をいち早く発見し、それを是正する役割を果たすことができる。そこで、監事のうち1名は、設置する私立学校の教職員が兼ねることができるようになること、等

監事が学校法人の業務や財産に関し不正の行為や法令・寄附行為に違反する事実を発見したときは、これを所轄庁・理事会・評議員会に報告するものとする、等

#### ③ 財政公開

決算書類などの財政資料を、省略せず原本のまま、閲覧ではなく写しの交付を義務づけること。学校法人会計基準、公認会計士監査を私立学校法に定めること、等

※『日本私大教連の私立学校法改正案』（第4版・2020版）

<https://jfpu.org/wp-content/uploads/2021/12/shigakuhokaiseian4th202111R1.pdf>

## 2. 文科省・学校法人ガバナンス改革会議の報告書案

この間、私立学校法の改正に向けて文科省で審議が行われてきた。「学校法人ガバナンス改革会議」が12月3日(本研究会の前日)に報告書を取りまとめる最後の会議を行った。文科省のホームページで、12月3日の会議にかけられた報告書案「学校法人ガバナンスの抜本的改革と強化の具体策」が公表されている。私立大学制度を根本から覆す重大な問題をもつ内容となっている。

### (1) 経過にみる学校法人ガバナンス改革会議の問題

経過を振り返ると、2019年の私立学校法改正において、附帯決議には、「学校法人の不祥事や不正等が繰り返されることのないよう…より実効性のある措置について速やかに検討すること」等が盛り込まれていた。

その約1か月後に安倍内閣が閣議決定した「骨太の方針」(2019年6月21日)には、「公益法人としての学校法人制度について…公益社団・財団法人制度の改革を十分踏まえ、同等のガバナンス機能が発揮できる制度改革のために速やかに検討を行う」ことが盛り込まれた。続いて、6月28日に、自民党行政改革推進本部の公益法人等のガバナンス改革検討チームが、「公益法人等のガバナンス改革検討チームの提言とりまとめ」を公表した。この「提言」は、「近年では、公益法人と同様、学校法人においても複数の不祥事が発生しており、学校法人のガバナンスの機能不全が疑われる事態も生じている」とし、評議員会の議決機関化など、「日本私大教連の私立学校法改正案」と合致する事柄が多く含まれている内容であった。

これらを受けて、2019年12月に、文科省が「学校法人のガバナンス改革に関する有識者会議」を設置した。第9回会合では、日本私大教連の「改正案」が参考資料として配付され、事務局から要旨が説明された。2020年3月19日には「学校法人のガバナンスの発揮に向けた今後の取組の基本的な方向性について」と題する審議まとめが公表された。この「審議まとめ」は、問題点もあるが、私たちの要求と多くの点で一致する内容であった。

この「審議まとめ」を受けて、大学設置審議会学校法人分科会において具体的な私立学校法改正が検討されることになっていた。しかし、この通例のプロセスが翻され、文科省は新たな有識者会議として「学校法人ガバナンス改革会議」を設置して審議するという決定をした。「学校法人ガバナンス改革会議」は、私学団体関係者を委員に入れず、文部科学大臣直属の会議として設置され、検討結果は、他の審議会等を経ずに直接文科大臣に報告することとされた。

こうして設置された「学校法人ガバナンス改革会議」は、2020年3月19日の有識者会議報告書までの不祥事を防止するという私立学校法改正の目的から逸脱し、私立大学制度の特質も私大の実態も無視して、きわめて独善的で、わずか4か月という拙速な審議で、報告書をまとめるに至ったものである。

### (2) 報告書案の内容の問題

報告書案の重大な問題について2つ指摘しておきたい。

第一に、評議員から教職員を排除して学外者のみの評議員会とし、最高監督・議決機関に

位置づけること、である。現行私立学校法では、評議員は①教職員、②卒業生、③それ以外で寄附行為に定める者という構成となっているが、改革会議は、教職員は学校法人の「使用人」で理事会の支配下にあると決めつけ、評議員から排除するとしている。しかし、私立学校の教職員は、他の公益法人や会社法人とは異なり、単なる「使用人」ではない。すでに見たとおり、学校法人と学校法人が設置する学校は、それぞれ私立学校法と学校教育法という異なる法律によって規律されており、それぞれが自律した機関である。理事長・理事会による不祥事は、理事長・理事会が、教学機関とその構成員である教職員の役割を尊重せずに、単なる「使用人」として専断的に支配し、有無を言わせない状態、さまざまな決定プロセスから完全に排除してしまう状態から発生している。教職員を排除することは、理事会・理事長の専断的運営を容認・助長するものであり、私立学校制度の根幹をゆるがすものである。

評議員から教職員を排除する方向性は、改革会議の審議途中から明確に打ち出され始めたため、日本私大教連は9月に改革会議へ申し入れを行い、11月に開催された定期大会で反対する決議をあげて撤回を求めた。私大連盟もこの点には反対したが、どちらの文書も会議で配布されることもなかった。

第二の問題は、①「理事全員の選任・解任は評議員会が行う（いつでも評議員会の決議によって解任することができる）」、②「理事会は重要な業務執行の決定を理事に委任してはならない」としたことである。①は、教学の意向を尊重して学校法人運営が行われるように学長（校長）が最低1名は理事となることを定めている現行制度を廃止するものであり、教職員の民主的な選挙で選ばれた学長であっても、学外者のみで構成される評議員会が選任しなければ理事になれない、あるいは理事である学長を学外の評議員が決める、といった仕組みにすることを意味する。②は、大学の運営を「理事会の重要な業務」とみなせば、理事である学長に大学の業務を委任してはならないということになる。教学事項まで含め理事会が決定する、という条文が盛り込まれかねない。

ガバナンス改革会議報告書どおりに法案が作成されれば、私立大学制度を破壊し、大学を学校法人の下に言わば一体化させ、大学の自治を奪う大改悪となる。

2022年の通常国会に私立学校法改正案が出されることになっている。学校法人ガバナンス改革会議の報告書にもとづく法案化をさせず、不祥事を防止し公共性を高める法改正を実現する全力のたたかいが求められている。

※学校法人ガバナンス改革会議の報告書（2021年12月3日）に対して、私学関係者からは法人の規模や設置する学校種の違いなどを考慮していないとの批判が高まった。そのため、文科省は大学設置・学校法人審議会学校法人分科会に学校法人制度改革特別委員会を設置し、あらためて検討を行わせた。学校法人制度改革特別委員会の報告書（2022年3月29日）は、寄附行為による自治を一定の範囲で認めるなど私学の実情に配慮した内容になっている。なお、私立学校法の改正案は2022年通常国会には提出されなかった。〔事務局付記〕

## ガバナンス改革と道内私大の現状と課題

市川 治

### 1. 法人ガバナンス改革・評議員の議決機関化と理事（長）の選出方法の検討

#### (1) 評議員の「最高監督・議決機関」化—理事、監事の選出も実施か

文科省の有識者会議では、評議員会を諮問機関から議決機関にし、理事、監事の選出などを行うことが議論されてきた。有識者会議では、私大団体からのヒアリングを行ったが、私大協では評議員会の民主的強化などについて反対する意思表示がなされた。私大協会は付置研究所の機関紙「教育学術新聞」で、「学校法人のガバナンスに関する有識者会議のとりまとめへの危惧・留意点について」と題する文書を掲載している。掲載された文書は、日本私大教連の「私立学校法改正案」について、事実と異なる指摘に基づく批判、論評の域を超えた中傷とも言わざるを得ない記述があること、また、有識者会議の最終報告の内容についても事実と異なる指摘・批判があることから、日本私大教連は8月20日に訂正等を行うよう申し入れ、この私大協の「新聞」の件については基本的に撤回した（第32回全国私大教研の基調報告を引用・参照）。

この有識者会議の議論を踏まえて、文科省が設置した「学校法人ガバナンス改革会議」において、評議員会を「最高監督・議決機関」化し、理事会に対する牽制機能を強化させる方向で議論が積み重ねられてきた。ところが、今度は、議論の中で、現役の教職員を評議員から除外することが「合意事項」とされており、有識者会議の最終案として提案されようとしている（これは12月3日に提示された）。これについては、日本私大教連は、学校法人の公益性、公共性を担保する観点から問題があると撤回を要求している。

日本私大教連は、私学法の改善点については2020年6月に『日本私大教連の私立学校法改正案（第4版・2020年版）』をまとめている注1）。これには21項目にわたる改正案を提案しており、いずれも私立大学の公共性を担保して、社会的役割を高めるうえで必要な改正事項である。

このなかで、特に重要な点は「6.評議員会の構成と選任についての改正」の（3）の評議員の選任方法の改正であると私は考える。即ち、「評議員の選任方法については、理事会・理事長の指名ではなく、民主的な手続きによって選任するように改正する。」このことが非常に大事であると考えているのである。

道内の実態に即していえば、札幌学院大学や北星学園のように少なくとも教職員からの評議員の選出については、民主的な選挙によって選任する必要があると考えるのである。これが実現できるならば、評議員会による「最高監督・議決機関」化による理事・監事の選出は、民主的な運営への一步に繋がり、漸進的な意義・実質的な意義を持つことになると考える。従って、日本私大教連の見解のとおり、道私大教連としても「学校法人ガバナンス改革会議」の「評議員からすべての大学構成員の排除」に反対し、日本私大教連の『私学法改正案』が示す内容について、大学・教学の自治を守る視点から道内の職場でも理解を深め、活用し、世論づくりを進めていく必要があると考える。日本私大教連・道私大教連は、今後とも私学法改正が意義のあるものとなるよう、引き続き政府文科省等に要請を

強めていくことにしている。

## 2. 文科省ガバナンス改革会議の改正案の記載の問題点

先の重大問題に加えて、「学校法人ガバナンス改革会議の最終報告書案」に「学長(校長)が理事となる条文を廃止し、評議員会に学長(校長)理事の選任・解任権限を付与している」という問題がある。

現行の私立学校法は、学長(校長)は理事とすることを定めている(第38条1項1号)。学校教育法は「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」(第92条3項)と定めており、2014年の学校教育法改正では学長が大学の最終決定権者と位置づけられた。学長(校長)は理事とすることを定めた現行私立学校法の条項は、学校教育法に基づく学校法人運営にとって不可欠な規定である。しかし報告書は、「評議員会の議決事項の一つ」として「理事、監事、会計監査人の選任・解任」を法定事項とし、すべての理事を評議員会が選任することを提示した。したがって、学長(校長)は理事となることを定めた第38条は廃止されることとなる。改革会議は、仮に学長選挙によって選出された学長であっても、理事にならない場合があるとしている。

学長が理事であるから理事長や理事の不正が起きるわけではない。学長が不正を正せない事例の多くは、理事長・理事会が学長を選任している学校法人で生じているのである。学長の選出母体が法人ではなく大学であれば、学長が不正防止の役割を果たすことができるのである。改革会議では、こうした検証も議論もいっさい行われていない。(2021年12月13日日本私大教連「戦後の私立大学制度を根底から掘り崩し、私学の自主性と大学自治を破壊する「新法人制度」ではなく、学校法人による不祥事・学園私物化の防止と公共性を高めるための私立学校法改正を求める」の声明より引用)

日本私大教連としては、評議員からの現職教職員を除外する問題とともに、このような改正案を阻止するために全力を尽くす必要がある注2)。

## 3. 道内の評議員や理事(長)の選出等について

現行の私学法にもとづく、評議員や理事(長)の選出方法はどうか、道内の実態を寄附行為等からみることにする。

### (1) 道内法人の評議員会の諮問機関化の進行

道内の私大法人・学園法人では、2004年、2012年私学法の改正に伴って(これを口実にして)評議員会の多くは諮問機関化が進められた。

### (2) 評議員の選出について

この結果として、現在の道内法人の評議員の選出方法はどうか。

現在の評議員の選出方法については、法人の寄附行為のなかにほぼ規定している法人と別途細則等で規定している法人などに分かれるようである。

#### ①教職員と同窓生、学識経験者から選出

ほとんどの法人では、教職員と卒業生、その他・学識経験者等から評議員を選出している。具体的には、理事会(長)から選考が依頼され、それぞれから選出するという方式をとっているようである。但し、予め候補者を提案している場合も多いようである。

## ②教職員からの選出

教職員からの評議員の選出については、所属長等に依頼している場合が多いようである。そして、所属の教職員による選挙で選出するものと学長・常務理事等から役職等で指名する方法がある(事務職のところは特に指名される場合が多いようである)。例えば、酪農学園では、農食環境学群では2名の評議員が割り当てられており、これを教授会で選挙によって選出している。獣医学群は、学長から学群長への要請で指名している。事務職は、理事会から役職に応じて指名をし、高校の教員についても指名しているようである。また、民主的な方法をとっている北星学園では、41名中10名を大学・短大、高校ごとに選挙によって選出している。さらに、他の評議員も理事長が同窓会や福音主義キリスト教会の牧師などからの推薦を依頼し、推薦されたかたを評議員会で選任している。これは、改正以前に、酪農学園でもほぼ同じように選任していた方法であると思われる(表1を参照)。

このほか、札幌学院大では、学内の教職員からすべてを選挙によって選出している。

## ③選出方法の改善

従って、今回の改正案を進めるとしても、これからは、酪農学園や札幌大でも、以前行っていた学内評議員の全員の選挙による選出が最低限求められている。また、各選出母体での民主的な選出方法を採ることが求められる。こうして、はじめて、理事会(長)の牽制機能が一定程度担保される可能性が高まると考える。もちろん、今の私学法でもこのことは可能である。

## 4. 理事(長)の選出について

### (1) 理事(長)の選出について

理事会を法人の執行機関として学園の運営を民主的に行うためには、理事会(長)の交代がスムーズに行われる必要がある。従って、少なくとも理事、特に理事長の任期制限が重要なことと考える。この理事長の再任に任期制限があるのかをまず主な法人の寄附行為等で確認した。これについては、任期制限があるのは、以前の酪農学園の寄附行為細則のみであった。従って、理事会の民主的な運営には、法人の理事長を民主的に選出していくことが大事になり、理事の選出方法が重要になると考える。この点については酪農学園や札幌大のように学長も選挙で選出しないのは論外であるが、札幌学院大のように理事の多くが選挙によって選出されることが重要である。選挙によって選出される学長や北星学園のように学部での選挙によって選出の学部長が理事になることも必要であると考え(北星学園は、学部長が常務理事になったこともある)。特に、札幌学院大のように理事の大半を教職員の選挙により選出しているのは民主的な選出方法であると考え(常務理事が実質的な運営の主体で、3名のうち、選挙によって選出された教員2名が担当している)。

このほか、評議員会で理事長や理事を選出している大学法人は、道内ではないようであるが、全国では明治大学のような例があり、私学法改正の基本方向とする必要がある。今、評議員会を最高監督・議決機関にし、理事(長)も選出できるようにするというように「私学法」が改正されようとしていることは良いことである。しかし、学長や校長までも私学法を改正し、評議員会で選考や解職できるようにすることは学校教育法との関係で大きな問題である。

表1 道内の主な学校法人の評議員と理事(長)の選出方法の実態

	酪農学園		札幌学院大	北海学園	北星学園	札幌大学	明治大学
	現在	2011～2013.	現在	現在	現在	現在	現在
評議員の選出方法等	農食環境学群2名以外は、理事会(長)指名?	学内教職員全体の3分1以上、選挙により選出	教員と職員からそれぞれ選挙によって選出	35人～46人、法人職員6人～10人、及び学校の長及び事務局長	41人、うち10人、大・短大、各高校等の教職員の2/3の投票必要・選挙	23人～27人、学長、副学長、職員、同窓生等、理事会で決めている	88人、学内から34人、同窓生34人、学経20人
選出規程と任期について	役員等専任規程あり、任期3年、再任可	専任規程あり、任期4年、再任可	専任内規あり、任期3年、再任可	専任規程あり、任期3年、再任可	専任規程あり、任期3年、再任可	無、任期3年、再任可	選出方法あり、任期4年、再任可
評議員会の役割	諮問機関	議決も可	諮問から議決、4項目を戻す	諮問機関	諮問機関、4項目議決を必要	諮問機関	議決機関
理事長の選出方法	理事の互選	理事の互選	理事の互選	理事の互選	理事の互選	理事の互選	評議員会で選任
選出の数(解任)	理事の過半数	理事の過半数	理事の過半数	理事の過半数	理事の過半数	理事の過半数	評議員88人の過半数で選出
任期	3年、再任可(任期制限撤廃)	任期3年で3期以内(細則規程)	3年、再任可	3年、再任可	3年、再任可	4年、再任可	4年、再任規程無
理事の選出数等	9人、理事・学長、校長、職員以外の評議員から理事会選任2人、理事会学経から5人選任	13～16人、理事・学園長、学長、校長、評議員から6人以上、学経から6人以上	8人～12人、理事・学長、評議員から選出4人以上6人以上、理事会選任3人以上5人以上	6人～13人、理事・学長、評議員から1人と同窓生・6人以上、学経・3人以上は選考委員会より	18人うち学長等4人・選挙選出、校長3名、	11人～13人学長・評議員会4人以上、学経8人以上、法人の教職員以外から1人以上	11人～12人
理事の選出方法	理事会(長)で選考委員会をつくり選出、選挙無。	以前・評議員からの選出には、評議員も含む選考委員会が設置され、評議員会の議決・承認で決定。	理事・学長選挙、他の理事、教員の選挙によって3名を選出、内2名常務理事、職員3名選出、うち選挙で2名選出	学長選挙選出、ほかは、役員選考委員会によって選任・理事長(現在学長が兼務)が関与?	学長等が選挙によって選出4人か、理事の内から常務理事、学園長を選出	学長も理事会選出、7人の学内常勤理事がほとんど決めている。	学長(選挙選出)以外は、評議員会で選出
理事の任期	3年、再任可(常務理事期限撤廃)	3年、常務理事は3期以内という制限あり。	3年、再任可	3年、再任可	理事の任期3年、再任可	理事の任期4年、再任可	任期4年

資料(出所): 2021年の各学園・大学法人の寄附行為等より作成

注1)理事長選出については、私学法の改正により評議員会で選出することになるかもしれない。  
 注2)理事長を牽制するには、任期制限とともに理事の選出を学内教職員による選挙で行うことが必要である。特に、学長は選挙での選出が求められる。  
 上記した大学では、札幌学院大、北海、北星、明治大学は選挙により選出している。  
 注3)これからは評議員の選出も民主的な方法、教職員・構成員の選挙で選べるようにしていくことが大切である。この点では、札幌学院大や明治大、北星学園に学ぶ必要がある。

## (2) 学長・理事の選出について

学長(校長)は、今回の「私学法の改正案」では、理事から外すことができるような提案となっている。しかし、道内私大法人では現在は当然、理事となっている。また、道内22法人(23大学)のうち、教職員が選挙で選出しているのは、2014年以降では3法人の3大学のみである。一部、意向投票を踏まえて、選任している大学が生まれているのが、最近の特徴かと思われる。基本としては、札幌学院大学のように、学長は当然選挙によって選出し、それ以外の理事も、その半分以上を学内教職員の選挙で選出し、理事会(長)が任命するということが求められる。とすれば、法人のガバナンスとして理事長の専断体制(独善体制)を牽制できる可能性があると考えられる。

注1) 12月4日の公開セミナーで報告いただいた日本私大教連書記長山賀氏らが作成したものである。

注2) 文科省の「私学法の改正案」では、評議員会の議決機関化や理事、学長の選出は見送られ、①監督機関とすることや、②理事の選任は評議員会に報告。解任は評議員会でもできる。③また、評議員会を構成する教職員の数に一定の上限を設けるというように変更されるようである(12月14日『朝日新聞』等の報道による)。

## 5. 私大の学長の選出方法について

### (1) はじめに

12月4日には、北海道大学の総長解任問題についても北大山形氏に詳細に報告をしていただいた。国立大学は、法人と大学のガバナンス(統治)が統一されているが、私立大学は学校教育法にもとづく「学長ガバナンス」・「所属職員を統督する」という方法をとるのが基本である。しかし、多くの私大は、「私学法」にもとづいて、一体的な法人ガバナンスが学長ガバナンスもほぼ完全にコントロールしているといっても過言でない状況である。このような状況のもとで、北大総長の解任のように教職員の意向も聞かず、一方的に理事会で学長を解任してしまうという例も生まれるのである。そこには、次に見るような選出方法に大きな問題があると考えられる。具体的に、私大の学長ガバナンスにとって重要な学長選出方法について道内の実態をみておくことにする。

### (2) 全国私大の学長選出方法

日本の私大における学長選考については、教職員の選挙・信任投票で学長候補を選出し、理事会で決定している大学は、全国的には3割位である。理事会の選考によって決めているのが7割近い状況である。特に、2014年の学校教育法の改正に伴って文科省が出した「施行通知」によって、理事会(長)選考・選考委員会方式等で学長を選出する学校法人が多くを占めるようになってきている。つまり、この仕組みを多くの私大が採用するようになったと思われる(もともとこの方法をとっている大学・学校法人も多い)。

### (3) 道内の学長選出方法の実態と課題

#### 1) 教職員の選挙による選出が変更された大学

道内の学長選考方法について、道私大教連関係の大学での選出方法を調査した。具体的

には、札幌圏にある主な大学が対象である(表2参照)。

まず、酪農学園大学は、2015年からは、2011年からとられてきた教職員の直接選挙によって学長候補者を選出し、その候補者を理事会が基本的に選任する方法から理事会が選考委員会を設置し選考する方式に変更した。

この酪農学園大学のように「変更」させられた大学としては札幌大学がある。この大学は、酪農学園大学よりも理事会(長・常任理事会)の意向が強く、理事会のメンバーでほぼ決定している。また、天使大学も理事長で選挙によって選出された学長が交代させられ、2012年の選挙以降には選考委員会方式に変えられている。その天使大学の選考委員会は9名の選考委員を選出し、その委員の方々に学長候補者を選定するという方式であるが、教授会等で選考委員3人を選出していることや、大学院教授会で1名を選出している点では、酪農学園大学よりはややよい状況にあるようにも思われる。

## 2) 従来どおり、選挙による選出している大学

2014年の学校教育法の改正、文科省の「施行通知」が出されても学長選考方法の変更がない大学も存在している。

### ① 北海学園大学の学長選出

北海学園大学は、学長を教授会で教員による直接選挙によって選出する方法を少し変更した。しかし、立候補の教授を専任教員による直接選挙によって選出するという点の変更はない。つまり、教員の選挙によって学長候補を選出し、理事会が選任され候補者を任命するという点での変更はない(森本理事長の死去により、学長が理事長を兼務している)。

### ② 北星学園大学の学長選出

北星学園大学は、従来どおりの方法で学長を選出している。即ち、全正職員・教員の選挙によって学長候補者を選出し、理事会が選任・任命している。

### ③ 札幌学院大学の学長選出

札幌学院大学は、従来どおり全教職員の直接選挙によって学長候補者を選出し、理事会で選任・任命している。今、改選期となっており、札幌学院大の組合ニュースによれば、3人のかたが立候補し、教職員の選挙で学長候補を選び、その候補を選任する運びになっている。

### ④ かつての酪農学園大学の学長選出

酪農学園大学は、6年前までは、直接選挙での選出を行っていた。但し、6年以前は、教職員が教授会や事務職会から選挙によって選考委員を選出し、その委員が一次の選考委員となり、教職員の推薦候補者の適格性を判断し、理事会からの選考委員とともに最終的に選考する。そして、選考された学長候補者の全教職員の信任投票を行ってきた。ここで有権者の過半数を得た候補者を理事会(長)が任命するという方式をとっていた。このような民主的な選出方法が教職員にとっては、学長を信頼して協力協同していける尺度になっていたと考える。また、学長になった人にとっても、社会や地域においても大学の顔としての信頼度合が大きく異なるものと考えるのである。

そこで、現段階で、私大の学長選出方法を考えると次のようなモデルが考えられる。

【例】学長の選出方法⇒信任投票・選挙・全教職員の投票で候補者を決める。

### ① 誰でも立候補できる

②選挙管理委員会—選考委員会、推薦委員会

各教授会から選挙で6名、事務職から3名、理事会推薦3名—ここで選挙・選考によって、1名以上の選考を行う（候補者を3名程度にする）。

③立候補・立会演説会—教職員の選挙・信任投票（過半数に満たない場合には、上位2名で決選投票を行い、1人を候補者とする）

④理事会・評議員会議決—理事長任命

表2 主な道内私立大学の学長選出方法（2020年度現在）

大学	酪農大		札幌学院大	北海学園大	北星学園大	天使大	私立A大学	札幌大
	現在	2011~15	現在	現在	現在	現在	現在	現在
選出方法	選考方式・理事長・理事2名・理事会選出6名の9名による	選挙	選挙	選挙	選挙	選考方式・推薦委員会9名・理事4名・専任教授3名・大学院教授1名、カソリックの方1名	意向投票による選出	選考方式・理事会で選考委員を決めて選考する方式
学長候補者有資格者	学内専任職員の5名以上の推薦人の方	学内の専任職員の推薦者が10名以上いる方	専任教員	大学教授経験者の立候補	大学・短大の教授経験者、北星大学長で6年を超えない者	委員の推薦	立候補	委員及び教職員の推薦
選挙権者	無	大学教授会構成員及び事務職会構成員(専任及び嘱託職員)	専任教員及び職員	大学の専任教員	大学の学長を含む教職員	無	投票者・全正教職員(99人)	無
選挙管理委員会	無	設置	設置・学内教職員により設置	設置	設置	無	教員選考委員を3学部から選出し、選挙・投票を管理する。	無
立合演説会	有志による立合演説会あり	あり○	公示	あるが、コロナで行われず。	選管による広報及び公開討論会を主宰	無	無しであるが、業績等を公開	無
投票により、選出	無	信任投票・全有権者の2分の1で学長候補決める。2回目は上位者の信任投票	投票総数の過半数により選出	投票総数の過半数、2回目は上位者	投票により、選挙人の過半数	無	投票・信任投票率を付して、理事会に提出(1位の候補者が選出された)	無
任期	3年任期で2回までか?	4年で再選あり、再選任期は2年	3年任期で再任あり。	4年任期で再任は2年	4年任期で再任は2年	4年任期で再任は2年	4年任期で再任は2年	4年任期で再任は2年
備考(学長の人格・選出方法の変更等)	寄附行為の目的に沿う方が前提	寄附行為の目的に沿うことが前提	学生の過半数により、学長の解任ができる。	1回目投票で過半数を得たものがない場合は、上位2人の決選投票による	学長のクリスチャンドをなくした。	以前12年までは、選挙によって選出。学長は天使大・大学院の目的に沿う方が前提	理事長の提案により、理事会と教授会が承認(2020年度初めて実施)	以前は、選挙によって選出

資

資料 (出所): 各大学教職員からの聞き取り等により作成

### 3) 意向投票を踏まえた選出方法の登場と今後の課題

私立A大学は、理事長や教員の努力・要請によって初めて学部教授会から選考委員を選出し、全正規教職員の意向投票を行い、投票1位のかたが、理事会で選任され、理事長によって任命された(現在、理事長が交代したが継続中である)。このような教職員の意向投票を踏まえて、学長候補者を選定する方法は、国立大学の基本スタイルである。しかし、選定されたかた(場合によっては、投票数が第一位のかた)が候補者に選任されない場合が出てきているのは大きな問題である注3)。

また、このほかの大学でも立候補者の立会演説を踏まえて教授会の選挙で選出されたかた(5名)の選考によって決めていたと思われる、稚内北星学園大学のような例もあった。しかし、これも、今は教授会が関与しない方法に「変更」されたようである。そして、組合がないところは、理事会で選考し直接任命している大学も多いかと思う。いずれも、道内でも組合がなく、教職員から要求もされないところでは理事会の独断で学長も決めるというスタイルが一般的と思われる。つまり、学長ガバナンスは、ほぼ理事会(長)ガバナンスとして機能させられていると思われる。これは、学校教育法に規定されている「学長の職員統督」(学長ガバナンス(組織統治))さえも認めないような運営がなされていると思われるのである。こうした方向を打開するためには、今後、学校教育法で大学の統督者である学長の選考方法も選挙によって選出するなどの規定を設定しておくことも重要なことと思われるのである。

注3) 国公立大での学長選挙において、意向投票で一位のかたが候補者や選考されない例や諸問題が増加しているように思われる。最近の例等については駒込武編『「私物化」される国公立大学』(岩波書店2021年9月)を参照。